

第三十一次回国会 衆議院 商工委員會議録 第十一号

昭和三十四年二月六日(金曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君

理事小川 平二君 理事小泉 純也君

理事小平 久雄君 理事中村 幸八君

理事南 好雄君 理事加藤 謙造君

理事田中 武夫君 理事松平 忠久君

岡本 茂君 鹿野 彦吉君

菅野和太郎君 木倉和一郎君

始関 伊平君 板川 正吾君

今村 等君 内海 清君

大矢 省三君 勝澤 芳雄君

小林 正美君 堂森 芳夫君

水谷長三郎君

出席國務大臣

通商産業大臣 高橋達之助君

出席政府委員

通商産業事務官 森 誓夫君

(輕工業局長)

中小企業庁長官 岩武 照彦君

委員外の出席者

議員 春日 一幸君

議員 松平 忠久君

議員 中村 一成君

厚生事務官 中村 一成君

(社会局生活課 長)

専門員 越田 清七君

二月六日

委員加藤高蔵君及び中村寅太郎君辭任

につき、その補欠として赤澤正道君

及び福田起夫君が議長の名で委員

に選任された。

二月五日

輸出入取引法等の一部改正案に関する

請願(相川勝六君紹介)(第九二三

号)

同(瀬戸山三男君紹介)(第一二二九

号)

中国産生漆輸入に関する請願(小澤

貞孝君紹介)(第一〇〇〇号)

同(松平忠久君紹介)(第一〇〇一

号)

同(下平正一君紹介)(第一〇二八

号)

同(吉川久衛君紹介)(第一〇六七

号)

日中貿易再開促進に関する請願(小

澤貞孝君紹介)(第一〇〇二号)

同(松平忠久君紹介)(第一〇〇三

号)

同(下平正一君紹介)(第一〇二九

号)

同(吉川久衛君紹介)(第一〇六八

号)

黒又川第二発電所着工促進に関する

請願(田中角榮君紹介)(第一一三〇

号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

疏安工業合理化及び疏安輸出調整臨

時措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一一五号)

小売商業特別措置法案(内閣提出第

二一五号)

商業調整法案(水谷長三郎君外二十

三名提出、衆法第一三三三)

○長谷川委員長 これより會議を開き

ます。

小売商業特別措置法案及び商業調整

法案の兩案を一括して議題とし、審査

を進めます。質疑の通告がありますの

で、順次これを許可いたします。内海

清君。

○内海(清)委員 昨日の質問に就き

まして、少しお伺いしたいと思いま

す。その前に、まず中小企業庁の長官

にお伺いしたいのです。昨日私は、

購買会と、それから生協の小売商に与

える影響、この数字につきまして、小

売商の全体の年間総売上高がおよそ三

兆七千四百億、これに対する購買会

の全体の年間総売上高がおよそ一千五

百億、四・五%、それから生協

の年間総売上高がおよそ三百億円で

〇・九%だというふうに申し上げたの

であります。それに対して、長

官の方では、購買会の全体の総売上高

は約二百四十一億程度と言われたと思

うのですが、そういうふうなお答えが

あった。で、先ほどこれは数字をもち

いましたけれども、三十四年の一月三

十一日の調査で、六百の主要工場、事

業場に尋ねられた。そのうちで百三十

は報告未着である。それからそのうち

購買会の事業を行っていないものが

百十三というところで、結局三百四十九

についての数字である。ところが長官

はこれを購買会の総売上高だ、だから

小売商に与える影響はこの生協と大差

はないのだ、こういうことである。これ

はごく一部の調査であって、購買会全

体の年間の売上高とはおよそ開きがあ

ると思ふ。さつき長官に私の調査をお

目につけたわけだが、これによりまし

と大体はつきりしたが、これで間違いな

いというところは申し上げかねるけれ

ども、いろいろな各面からの調査から見

て、千四百八十八億五千何がしとい

うものであつて、私がおよそ一千五百億と

申し上げた数字は、これよりも多いと

も少ないことはない、かように思うので

あります。こういうふうな一部の数字

を上げて、これを全体のものとという

ふうなことを言われて、購買会の小売

商に与える影響は生協と大差ない、か

ようなことを當委員會で言われること

ははなはだ遺憾に思ふ。これらにつ

きまして、一つ長官のはっきりした所見

を伺いたいと思ふ。

○岩武政府委員 購買会の売上高の数字

につきましては、前々回に申し上げ

ましたのは三百四十九工場の分を申し

上げたのです。実はこの調査につきま

しては、われわれの方も直接調査とい

う格好をとりまして、大体大工場とい

う格好をとりまして、大体大工場とい

う格好をとりまして、大体大工場とい

う格好をとりまして、大体大工場とい

う格好をとりまして、大体大工場とい

う格好をとりまして、大体大工場とい

う格好をとりまして、大体大工場とい

う格好をとりまして、大体大工場とい

う格好をとりまして、大体大工場とい

う格好をとりまして、大体大工場とい

それからもう一つ、私の前のとき

に言葉が足りませんでした、購買会の方が

あまり中小商業者に影響を与えていな

いようなことを申したかもしれませんが、

これはちよつと私の言葉が足りま

せん、御指摘のように、場所々々で

購買会が影響を与えているのが大きい

ところもあり、あるいは消費生協の影

響の大きいところもある、これは事実

でございます。あるいは、場所によつて

は両方がはさみ撃ちをしているところ

もあるようにございます。たとえば岩

手県、あるいは茨城県の日立市

あたりは購買会の方が、かなりな売上

高を示しております。しかも員外利用

も若干あるようにございます。小売商

に影響を与えておるかと思つておりま

す。それから片一方消費生協は、先日

もお話がありましたように、米子の問

題、これは地域生協でございます。そ

の他若干職域生協が、かなり活発な活

動を示しているところもあるようにご

ざいます。それから広島県の三原のご

ときは帝人の配給所、これは購買会の

系統だろふと思ひますが、これと三原

生協、あるいはその他の生協とが混和

しておるというところもあるように

でございます。そこらあたりの小売

商に与える影響は、土地々々で違ふと

思つております。決して購買会が中小

商業者にそれと大きな影響を与えてい

ないとは申ししておりません。であります

から、何とか員外利用を抑えようとい

うので、お手元にありますような法案

○内海(清)委員 購買会、生協が小売商に与える影響はいろいろ局地的な問題もあると思う。しかしながら、こういうふうな一部の数字をもって全体を律するといふふうな考え方、これはもろ根本的に一つ改めてもらわなければいかぬ。同時に、先般の御答弁では、こういう数字だからして小売商に与える影響は、購買会も生協も大体同様であるといふふうなことが述べられておる。この数字をもつてそういうふうなことを論ぜられるという事は、はなはだ不謹慎であると思う。この数字はごく一部のきよいお示しをいただいたというふうなものによるんだから、従つて購買会と生協は、この面から見ると、小売商に与える影響には大きな差がある、こういうことをはつきり長官も認められるだろうと思うが、いかがですか。

○岩武政府委員 前々から申し上げておきますように、小売商の問題といひますのは、非常に地域的な問題でございます。それで、全国的に小売商の売上高と両方の売上高を比較して云々という事は、これはなかなか影響を論ずる場合、むずかしいんじゃないかと思つております。活発に活動してあります生協、あるいは購買会があるところでも、その都市全体の売上高が大きくなりますれば、そうこたえませんが、逆の場合もまたございます。まあいろいろ事例もございしますが、どちらが全国的に見てどうという事は、はなはだ言にくいと思ふ。やはりその土地々々で生協の方の影響が大きいところ、あるいは生協でなくて、購買会が活動しておるところ、いろいろございしますので、そういう面から申し

ますれば、員外利用につきましては、両方とも押えることが必要じゃないかと思つております。日本全体の小売商の売上高と、消費生協の売上高、あるいは購買会の売上高というのになりますと、これは百貨店の関係も同様でございます。その土地々々の小売商の売上高あるいは世帯数等からと、百貨店との売上高、こういうふうに見なければなりません。全国的に見ますと、同様のようであります。あなたの言葉を返すようでございますが、やはりその土地々々でそれぞれ影響が違ふ、こういうふうな申し上げておる次第でございます。

○松平委員 今の問題で私は関連的に質問申し上げたいのですが、今長官の御答弁の中に、各土地によつていろいろな影響が違ふというお話があった。私もまさにその通りだと思ふのです。消費生協にいたしましても、購買会にいたしましても、たとえば大都會の東京のようなところにおいては全然影響はない。しかし地方の都市によつては、ところによつて影響がある、長官の答弁はこういうことだったろうと思ふのです。しかしこの法律は全国一律に適用する、こういう建前になつておるわけであつて、地域を指定して、その地域における生協なり購買会の行き過ぎといふものを是正するといふ建前に政府案といふものはなつておりません。全国一律に、無差別に取り扱うという態度になつておる。だから、長官の答弁とこの法律の規制の仕方といふものは矛盾しておるといふふうにいひなければならぬ。同時に、きのう、おとといからの内海君とのやりとりを聞いてみると、内海君の方は、法律的にも生

協と購買会は違つてゐるが、その点はしばらくおくとしても、実態的にも、片方は三百億程度、片方は千五百億程度という工合に、ほとんど五倍の影響を持つてゐるから、実態的にいつても小売商に与える影響といふものは違ふんじゃないか、こういうことを言つておるわけでありませう。ところが、今長官のお話によると、通産省の調べでは購買会の売上高は二百四十億程度、こういう答弁であつて、しかもそれは今ここで、これは全部ではないといふふりにも、これは全部ではないといふふりにも、しかしその一事をもつてしても、あなたの方の考え方は、生協と購買会の売上高といふものは大よそ同じである、だからその実際における影響も同じであるといふことを強弁しようとしてゐるやうに聞えるのであります。そこを改めなさいと私は言ふのです。

○岩武政府委員 購買会と消費生協に對しますこの法律の態度は、一律一様に購買会事業あるいは消費生協事業を取り締るとか、押えるとかといふことではございませんで、その土地々々で中小商業、小売商業者に影響を著しく与えるといふふうな場合に、その員外利用を抑えようといふ非常に幅のある態度でございます。だから、法律はこれは全国的に適用いたしますから、形は全国的に志向されても、その実際に発動いたします場合は、その

土地々々の両者の与える影響を見まして、その程度に応じてやろうというところでございます。おまけにこのある種の措置命令を出しますのも、これも昨日来議論になつておりましたが、一、二、三と並んでおりますのを全部一度に発動するといふことではございません。これはそのときどきの實際に應じ、また相手方の事業活動の状況に應じまして適当と認められる方法、実行可能な方法を措置命令いたすといふこととでございますので、非常に幅のある、むしろ實際に即した弾力的な運用をする、こういうことになつております。その点は昨日の参考人のお話も、あるいは若干の危惧ではないかと思つております。

○松平委員 それはどこにそういうことを書いてありますか。それが一つ。それからもう一つは、かりにそういうふうな場合においても、影響を与へるかどうかといふことはだれが判定するんですか。これは小売商が困るといつてやるのか、それとも都道府県知事とか通産大臣がやるのか、それはどうなつていますか。

○岩武政府委員 これは都道府県知事が認定するわけでございます。その認定のときには、いろいろその土地々々で問題が起つたりあるいは陳情があつたり、そういうふうなことからして事情を調べてやる、こういうふうな考えでおります。

は、都道府県知事が一々買ひものを自分でやつて歩いて、あるいは府県の職員が買ひものを歩いて歩いて、この土地は生協が少し行き過ぎだぞといふことを判定するのですか。どうやつて判定するのですか。

○岩武政府委員 それは発動いたします場合に――発動といひますか問題の端緒を作りますのは、あるいは小売商側の陳情もございましてよろし、あるいは商工会議所等の意見のあらがあるかもしれません、やはり購買会あるいは消費生協等の員外に充つてゐる状況等を調べてやる、こう思つております。そう一方的な陳情とか意見だけでは、こゝろ思つております。

○松平委員 それでは、員外に幾ら売つたかどうかといふことは、都道府県知事がまず最初に調べるわけでしょう。その調べる基準はどうやつて調べるのですか。あなたの言うことは、この法律を適用してクレーンを出すと、もしくは証明書を出すと、いふことによつて、そうやつていないところを調べるということなんですよ。しからばそういう取締りのいろいろな方式といふものを一律一様に示して、そういうことをやらせるといふことでしょう。あなたはさつきはそうではなくて、ケース・バイ・ケースでもつて、地方の影響の特に多いようなところに適用するのだ、こゝろを言つておつた。ところが今私が突つ込んでいくと、そうではなくてやはりそういうものをみんなに押しつけてやつていく。それでなければ調べることもできぬじゃないですか。

○岩武政府委員

これはものを調べる手段の問題でございますが、ここに書いてありますことを命令も出さない前から押つけてやるというのでは全然ございせん。調べますのは、やはり購買会なら購買会の従業員の数、それからその購買会で売っております商品の種類、それから通常の世帯がそういう商品を一月なら一月に買います金額とか、そういうことはおのずから消費状況その他から出てくるわけでございせん。そういう状況を見まして、員外利用もどの程度やっておるかというものはある程度わかると思ひます。そういうことにしまして、初めからこういうような方法を押しつけるというものは、これはもう話は逆であります。そうして員外利用もある程度行われておるといふ状況で、購買会、消費生協は許可を受けなければ員外販売はできないことになっております。ただいろいろ聞きますれば、許可なくとも員外販売しておることもあるかという話もありました。そこらあたりで先ほど申しましたようないろいろな方法で、ある程度員外に売られておるらしい。それが小売商側にも相当響いておるようだというふうなことであります。員外販売を禁止する、あるいはそれを確保するためにそれぞれの措置命令を出すということとはむずかしいと思ひます。その点は御了承をお願いいたします。

○松平委員

関連だからそう長くはやりませんけれども、あなたの言われるところによると、その購買会におけるメンバー、それからおおよそ買入品物の種類、売上高、そういうものを調べて、これは員外利用を相当しておるのだと

か、していないのだという判断をどうやってつけますか。一体個人々々が物を買入るのに、毎月これは月給のうち何割といつて固めてパーセンテージで買入るのじゃありませんか。今月は幾ら、来月は幾ら、季節々々もあるでしょう。そういうものをあなた統計によつて、今月は先月よりも幾らか多いから員外利用を幾らしておる、こう言うことが出来ますか。そういうことで個人を縛ることが出来ますか。

○岩武政府委員

ある種の商品の大体一カ月の売上高、それからその土地における世帯数、人口数と、こういう品物をどのくらい買入っておるかということは、大体従来の消費状況などに出ております。だから私が申しますのは、そういうことで大体の売上高その他からある商品の消費状況はわかるわけでありまして、もちろんその反面には付近の小売店が営業不振で店を閉じるとか、非常に売上高が減つておるといふこともございせん。これはよく百貨店あるいはスーパー・マーケットの場合に、そういう問題が起るわけでありまして、両方相待ちまして、その影響というものは出てくるわけでありまして、従つてそういうふうなことはその土地の数字的な購買の状況、売り上げの状況等をにらみ合せせんとできませんので、ただ一面的な陳情だけではいかぬ、こういうふうな考へておるわけでありまして。

○松平委員

それから一点、そうすると、あなたの考へ方は、そういう影響を小売商に与えておるかどうかいふことをまず調べて、いろいろな方法があると言われたが、購買会を調べ、付近の小売商も最近売り上げが減つて

きたかどうか、あるいは倒産したかどうかといふことを調べて、どうもその影響がある、こういうふうな思つたときに初めてこの法律を適用して、そうしてクーポン制度にさせたり、あるいは証明書を持たなければ買わせないようになり、こういうわけでございますか。

○岩武政府委員

そういうことでございまして、その趣旨でこの法律も書いてあります。

○内海(清)委員

なおこの間、私は生協の年間の総売上高が約三百億と申し上げた。長官の御答弁では約二百三十億あるというふうなことで、そこで少し聞きがありました。これについて、私はこの数字は生協に關係して調べましたので、大体そういう数字の上にも未回答のものもあるようです。そういうものを加えて約三百億といたしたので、私の申し上げたのは、最も良心的な数字であると思つておるのであります。でありますから、長官の御答弁になりました数字からいへば、小売商に与える影響は、九よりもなお少い、かようなことが言えると思ふのです。これらにつきましても一つ十分御検討をお願いしたいと思いますし、なおまた私の申しました購買会のおよそ千五百億といふようなことにつきましても、けさほどちよつとお目にかけましたけれども、これらについても十分なる御検討を願つて、今後はつきりした数字でもつて判断し、それでも一つ御答弁をお願いしたいと思います。この点特に要望しておきたいと思ふのであります。

それからいま一つ長官にお伺ひしたいと思ひますのは、昨日参考人をお呼び

で供述を受け、長官も終始それをお聞きのなつたと思ふのです。ところが昨日の参考人の中の學者關係の向井さん、あるいは小売關係の高橋さん、それから消費者關係の沼田さん、あるいは小売關係の田中さんにいたしまして、大体において生協と購買会というものは異質なものであつて、これを同一の取扱ひをするということは不合理じゃないか、こういう意見であつたと思ひます。いずれにいたしましても生協といふものは、今後ますます国家がこれを補助育成すべきものであるといふふうな御意見であつたように私は承わつております。これらにつきましても長官の感じと申しますか、御所見を一つ承わりたい。

○岩武政府委員

購買会あるいは消費生協がその従業員あるいは組合員に對します關係、これは全く異質なものだといふことは、私も十分承知しているつもりであります。従ひましてその事業活動、傾向といふものは、組合員なり従業員に對する關係の活動におきまして、それぞれ國の態度が違ふといふことは當然のことです。ただ面々に対する經濟活動でございまして、から、員外者に売入るというものはあくまで例外であり、場合によつては抑制していただくことがほんとうだと思ひます。従ひましてそういう關係からいいますと、消費生協といひましてはむしろ組合員をふやされて、そうして員外活動がなくされるということがほんとうだと思ひます。なお小売商の關係からいいますと、一番問題になりますのは、やはり兩者とも価格の問題でございますが、廉価販売といふことが行き

○内海(清)委員

過ぎますと、非常に小売商に對して影響を与えますし、先日御指摘がありましたように、できるだけ市販販売、そして利益の組合員還元といふことが望ましいと思つております。これは私の方でも、おそらく厚生省當局もそういう御意見だろつと思ひます。なお購買会につきましても利益還元といふことよりも、その前にもう少し独立採算制でやる。つまり会社側がその人件費、運賃、金利とかいふものを負担しない、独立採算で供給するといふ方法がとられれば、小売商に對する影響もかなり違ふだらう。消費生協におきましては市販販売におきまして利益還元といふような方針をお願いできれば、小売商に對する影響はかなり違ふと思ひます。こういうふうな問題はあまり起らぬだらうと思つておりますし、私の方もそういうことを実は希望しているわけでありまして。

○内海(清)委員 いただいた御答弁の中に、購買会を一応別にしまして、生協においては廉価販売をやつては困るというふうなお話であります。これについては私一昨日も申し上げましたように、政府におきましてこの生協に對する積極的な指導をすることによつて、こういうふうなものが市販販売制になり、さらに払い戻し制になることによつて、小売商との摩擦がなくなつて、これによつて兩者の發展が望まれるのではないかと政府の積極的な指導、育成を要望したわけでありまして、それで小売商の方にも廉価販売がある。これに對してはどういうふうな指導をされておるか。

○岩武政府委員

小売商の廉価販売の問題は、実に嘆かわしい問題であります

して、われわれもその対策には腐心いたしております。ただ一般消費者との関係もございまして、あるいはまたその地で競争されておる購買会、消費生活協会の関係もございまして、これはたとえ団体法による価格協定で指導しようとするにしても、われわれも指導したくない。御承知の通り法律の方でも価格協定は万策を尽した後にやるのだというふうになっておりますから、やはりもとになる健全経営をする、だからコストを削って売らないようにという気持を持たすことが第一だと思っております。

それからもう一つは、それに付随いたしましていろいろな広告宣伝でありますとか、あるいはいろいろな付帯サービス等におきまして、むちゃくちゃな行き過ぎがある。たとえば引越しのお手伝いであるということになる、これは非常な騒ぎになりますので、そういうふうな付帯的なサービスの問題、あるいは広告宣伝等につきましては、これは今度できました団体法等の組合によりまして、お互いの協定をいたしまして自制させたい、こういうふうな考えでおります。

○内海(清)委員 昨日の参考人の生協側の供述にもありましたが、生協としてもなるべく廉価販売をしないように、小売商との摩擦を少なくするように指導をしてやっておるというところでありまして、これらはただ生協のそういう廉価販売、これが困るというふうな取り上げ方なしに、この両者はいずれも末端の流通機構の最も民主的な担当者であると思ふ。両者とも同様に摩擦なく発展せしめることが政府としての大きな責務じゃないか、かように考え

る。こういう点につきましては最も公平に取り上げて、これを判断し指導してもらいたいと思ふのです。

社会局長が来ておられぬようでありますが、時間の関係もありましてので質問を続けたいと思ふ。生活課長が来ておられるようですから、一つ十分な御答弁をいただきたい。生協の貸付資金の問題についてお尋ねしたいと思ふ。政府は常に福祉国家の建設を唱えておる。これは総理の施政方針演説の中にもあったのであります。ところが一方においては福祉活動を最も推進しておる生協に対して、その態度は逆にして、年々非常に冷たくなっていておる。

必要な援助を与えておらぬ。ここに政府の言われることにおのずから矛盾が生ずると思ふのであります。それを具体的に言うてみますと、昭和二十八年に生まれた生協資金の貸付に關する法律、これによつて今日まで貸し付けられた資金は、昭和二十八年が二千五百万円、二十九年が二千三百五十万円、三十年が二千九百、三十一年が一千二百九百、三十二年の一千九百、三十三年の九百、三十四年になると八百

万円という程度に減つておる。こういうふうに年々急テンポに減つていっておる。これはどういふ理由によるのか。政府としては一昨日の答弁にも、社会局長も生協に対しては厚生省としてはこれをだんだん指導して、育成発展せしめなければならぬとして、そういうふうな法案の提出も考えておるということである。しかるに実際問題としてはいさういふふうになつておる。全く言われる言葉と反対だと思ふのです。これに対する厚生省のはつきりした考えをお述べ願ひたい。

○中村説明員 ただいま内海先生がおっしゃいましたように、貸付金に關しますところの予算の額は年々減少いたしております。このことにつきましては一昨日社会局長が申し上げました通り、この貸付金といふのは、これに見合いますところの都道府県の同額の金を合せまして貸し付けることが条件になつておる。そういう関係もございまして、昭和二十八年に生協に対しては貸付金に關する法律がございまして、予算も計上ができたのでござい

すけれども、実はあまり希望がなかった。それで私もその方でも、いわゆる実績がわかってきません関係でだんだんと落ちて参つたわけでありまして。ところが最近におきまして非常に要望が強まつて参りましたので、現在貸付金に關しますやり方は貸付期間が過ぎて國へ返つて参りますと、そのまゝ困へ吸い上げられるという形になつておる。すので、これをまたもう一度使えるように、そういうやり方を研究したい、こういうことでただいま研究いたしておるところでございます。

○内海(清)委員 要求が減るというふうな言葉もあつたわけでありましてけれども、この発展をするように指導しておるというけれども、指導が足らぬといふことが根本だと思ふ。もつと厚生省において積極的なそういう意図があるならばこういう数字が現われてこねはずである。一般消費者の要求というものは年々高まつておると思ふ。従つて先般言われておる厚生省の言葉と現われた実態というふうなものが、全く反対になつてきておる、この点につきましては今後実際の指導育成

に當つて十分なる努力を願ひたい、かように思ふのであります。今あなたの言われた、地方の公共団体の貸付の希望がなくなつて、だんだん減つてきたというのだけれども、それじゃ初め二千五百万円のときにはどのくらい使い残りがあつたのですか。

○中村説明員 ただいま貸付金の消化状況に關する資料を持っています。後ほどお届けをいたします。

それからただいまの御質問の中で、都道府県が希望がなかったというお話をございしましたが、結局はそういうことになるわけでございますが、これを消化しますところの団体と、それから都道府県の資金のやりくり等によりまして、現実には出てこなかったというわけでありまして。

○松平委員 貸付の利息が高いとか、あるいは同額のものをどこかで工面していかなければならぬという条件があるでせう。その条件が合はなかつた、従つて借り手が少かつた、こういうことなんですか。どうして借り手がなかつたのか、そのところをはつきり答弁してもらひたい。

○中村説明員 これは利率は國が年三分でもつて都道府県に貸し付ける、都道府県が同額のものを貸し付けます場合においては大体三分から五分ぐらいの利率で貸付をいたしております。それから貸付期間は七年でありまして、条件が何と申しますか、一般に比べまして非常にきつといふことはなかなかあると思ひます。ただ従来なかなか消化できなかったといふことにつきましては、やはり都道府県が同一の額を予算に計上しなかつたやうな、これは

地方の財政等の都合によりましてなかなかその通りいかぬ場合もある、こういうことが大きな原因じゃなからうかと私も思ふのでございまして。

○松平委員 それでは地方は三分の一で國の方が三分の二だ、こういうふうな利率を改めていかなければならぬと思ふのだが、また改めていつていふようなそういう貸付方法はほかの面についてはあります。そういうようなことをして地方の財政が逼迫しているのだから、地方に負担をなるべくかけないようになつて、なおかつこの立法の趣旨は生かして、こういうようなことを厚生省ではお考えになつて、そつちの方に踏み切るとか、そういうような考えは今まではなかつたのですか。

○中村説明員 國の貸付負担がふえることは、この資金の消化につきましては非常にいいことでございまして、おっしゃる通りでございましてけれども、ただほかの各種の貸付制度との均衡もございまして、生協の貸付金につきまして特に國の貸付の率を多くするといふことにつきましては、技術的にいかがであるかと存じまして、今日までの今のところ國の負担分を多くするといふことにつきましては、厚生省としてはやつていないのでございまして。

○松平委員 昨年度の希望額はどのくらいあつたのですか。昨年は九百九百万は大体消化したのですか。

○中村説明員 昨年度と申しますか、正確に言へば三十三年度あるいは本年度かと思ひますが、これにつきましては予算九百九百万に對しまして、地方庁からの希望として上つてきました額は一千九百九百万でございまして、希望

の二倍以上をこしておる、こういう状況でございます。

○松平委員 そいうふうにはだんだん上ってきたのは何年ごろから上ってきたか。

○中村説明員 私の記憶では昭和三十三年から上ってきたように思っておりますのであります。つまり本年度からこ

ういふふうには急激に要望が上ってきておるようでございます。

○松平委員 そのことはいろいろな原因があると思うのですが、あなたは今まで貸付がだんだんと——むしろ額に満たない、消化がでないということ

がしばらく続いて、昭和三十三年からそうではなくて、逆に今度はふえてきたということは、どこに原因がある

とあなたは判断しておりますか。

○中村説明員 私どもは消費生活協同組合の活動が非常に活発となつてきて、都道府県におきましてこの制度

に対しまして御理解をいただくことができた、こういうふうなことを

○松平委員 そうすると都道府県においても、だんだん消費生活協同組合の活動というものが、これはためになる、これは少し伸ばしてやつた方がい

いじゃないかという気持ちが出てきて、これをやはり育成していくという気持ち、ただ単に厚生省だけではなくて都

道府県の間にも出てきた、こういうふう

に理解して進めようかというわけですね。

○中村説明員 私どもはそのように解

釈をいたしております。

○内海(清)委員 ただいまの松平委員

の関連質問で部長が答えになったよう

なこと、先ほど私申しましたよう

な、地方における消費者としてはこの

生協というものを対して非常な関心を

だんだん持つてきつたところというこ

とであります。従つて一昨日来述べられ

ておる厚生省としての生協に対する育

成の積極的な態度を特に要望したいと

思ふ。

次に私は、この措置法の中の特に四

条関係について少しお尋ねしたいと思

うのであります。

まず第一にお尋ねしたいと思つ

ことは、この法案の作成に当つて、政

府当局は生協の実態をよく調査して立

案されたかどうか、これを一つまず

もつてお伺いしたいと思ふ。

○岩武政府委員 十分とまでは申せな

いかもありませんが、生協の活動につ

きましては、ある程度都道府県あるい

は商工会議所等からもデータをとりま

して、特にどういふふうな営業ぶり

といふこと、小売商関係に影響がある

ような事項につきまして、若干のデー

タも控えております。

○内海(清)委員 ただいまのお話によ

りますと、都道府県とかそのほかの小

売商に影響のあるような面について調

べたといふことでございます。ところが

が実際の生協の動いておる店舗につ

いておるのか、お尋ねしたいと思

ふ。

○岩武政府委員 私は石川島の消費生

協の店舗と、それから兵庫県芦屋の灘

生協の灘の支所を見ましたが、これは

むしろ、昨日来も話がありましたよう

に、石川島の消費生協の店はあつた

場所、あつた場所、あつた場所、あ

つた場所、あつた場所、あつた場所

、あつた場所、あつた場所、あつた

場所、あつた場所、あつた場所、あ

つた場所、あつた場所、あつた場所

、あつた場所、あつた場所、あつた

場所、あつた場所、あつた場所、あ

つた場所、あつた場所、あつた場所

、あつた場所、あつた場所、あつた

場所、あつた場所、あつた場所、あ

つた場所、あつた場所、あつた場所

、あつた場所、あつた場所、あつた

場所、あつた場所、あつた場所、あ

つた場所、あつた場所、あつた場所

、あつた場所、あつた場所、あつた

場所、あつた場所、あつた場所、あ

つた場所、あつた場所、あつた場所

、あつた場所、あつた場所、あつた

場所、あつた場所、あつた場所、あ

つた場所、あつた場所、あつた場所

、あつた場所、あつた場所、あつた

思います。これは私の私見も入るかと思ひますが、立案の趣旨はそういうこととでございます。その購買会なり消費生協の趣旨からいたしまして、こういうことはむしろ必要なことではないかと思つております。

○中村説明員 厚生省といたしましてこの第四条の措置を命じます場合につきましては、必要があると思へるときにこの命令を出す。それからその具体的な方法等につきましては、主務省令で内容を規定することになっておりますので、いずれ省令の制定の段階におきまして十分研究いたしたいと思ひます。なお証明書を示さないときは供給事業を利用させないことということにつきましては、私どもの方といたしましては、消費生活協同組合は市側主義でやりまして、そうしてその利用高によつて組合員に還元をするというよりなやり方を御指導しておるわけでありますが、結局、その組合員がその組合の事業を利用した程度によりましてそれをお返しをする。それで組合の店舗では、御承知かと思ひますけれども、だれが買ったかというのをはつきりいたしませんと還元のとくに困るわけでございます。従つて組合員のだれさんであるということを確認めまして、実は経理をいたしております。そういうやり方をやっておりますので、これによつて生協の運営に支障を与へることはなからうと思ひるのでございます。

○内海(清)委員 今厚生省の方で、これらの実際のことにについては省令できめたいと思ふことですが、どういうふうにするのですか。

○中村説明員 この主務省令につきましては、おそろく関係の省の共同省令になると私は思ふのでございますけれども、具体的なことにつきましては、通産省からお答えを願つた方がよろしいのではないかと思います。

○岩武政府委員 この主務省令は、措置命令の内容というよりも、その活動の手続といふものです。つまり先ほど申しましたように、事前に十分調査しなければならぬとか、あるいは関係人の意見を十分聞かなければいかぬとかいうことの手続の方を予定してあります。

○内海(清)委員 今四条の二号についてお尋ねしたのですが、これで何とかそういうものをやらなければ規制がきぬだろう。ところがこういうふうなものをやつて、実際売店の運営がきぬ、こういうことを申し上げておるのではありません。これで差しかえないうるという御答弁だけれども、これは全く実情を無視した、実情を知らぬ人の立案であつて、全く机上のフランであると思ふのであります。こういうふうなものをやれば、必ず消費者から不服が出、そこにいろいろな障害ができて、生協の運営はできにくくなることははつきりしておるわけでありまして、だからして、こういう点についてはいづれまた機会を得て十分なこともお尋ねしたいと思ふけれども、はつきりとした考えをもつて実情に即したものをやらなければ、これが生まれても何にもならぬと思ふ。同時にこれは生協の運営を全く無視したものであつて、生協関係者としてはこの点については承服できぬだろう、かように思ふ。この条文

は、一つ十分実情に合つたものにこれを改めていくということにせよとわなければ、この問題は解決せぬだろう、かように思ふ。これは一つ十分なる調査と研究をされることを要望したいと思ふ。この方法では絶対に生協の運営はできぬ、かように考えるのであります。

時間の関係もありますから、次に移りたいと思ひます。この第四条の三号の問題は、きのうもいろいろ話もあつたわけでありまして、この三号によりまして、「組合が発行する利用券と引換に又はその利用券に必要な事項を記入するの必要な物品の供給事業を利用させないこと及びその利用券は組合員以外の者には交付しないこと。」とあります。これによりまして、生協では現金が通用しないということになる。日本銀行券の強制通用力の問題は一応別といたしまして、生協が長年伝統的に掲げて参りましたところの現金主義というものを根本から否定するものである。これまで生協が組合員の生活指導をやつてき、チケットやクーポンや伝票等による過度の売掛が勤労者に及ぼす弊害を除去するために、長年にわたつてつちかつて参りましたところの現金主義を全く無視しておるものかと思ふのであります。また新生活運動をすすめて、貯金を奨励し、月賦は避ける、こういうふうなことをいつておる政府の措置としては、全く驚かざるを得ぬといつても過言ではないと思ふのであります。これを強制することとは、今日までの実態から考えてみましても、全く消費者の生活を破壊するものであり、承服したいところだと思ひるのであります。これらにつきまし

て一つ十分なる再検討を行なつて、あくまでも現金主義を実施してもらいたい、かように要望するものであります。が、これに対する所見を伺いたいと思ふ。

○岩武政府委員 ただいまの内海委員の御質問御意見でございますが、これはちよつと失礼でございますが、われわれの意図を若干取り違へていらつしやるのではないかと思つております。と申しますのは、これはすべて掛売りあるいは月賦で売れという意味ではありませんが、これは一つの整理券と申したものでございます。従つてその際日銀券なり、あるいは紙幣を出されれば硬貨を出されて、同月中に決済されるということとは、ごうも矛盾してありませんし、否定もしてありません。先ほど来厚生省の生活課長が申しましたように、事業分量配当ということになりますれば、当然整理券が要るわけでありまして、従つてむしろいわば消費生活協の事業をお助けしておるのではないかと、こういうふうに思つております。

別段掛売りでなければ売らぬという趣旨ではございません。もちろん現金売り奨励という方法でありますれば、これはもちろん現金売り等は申すまでもありません。これは昨日も参考人がちよつとそういうことを申しましたが、私の方はそういうことを考えておるのではありません。念のため申し上げておきます。

○内海(清)委員 そうすると、この法案の、「組合が発行する利用券と引換に又はその利用券に必要な事項を記入するの必要な物品の供給事業を利用させないこと及びその利用券は組合員以外の者には交付しないこと。」という

いう条項があるのですが、これは今あなたの御説明のようなことですか。

○岩武政府委員 その通りでございます。

○内海(清)委員 そうすると、現金買ひは差しかえないう、こういうことですか。

○岩武政府委員 さうでございます。

○内海(清)委員 なお、これの中に、「利用券と引換に又はその利用券に必要な事項を記入する。」これはどういふふうな事項であるかお聞かせ願ひたい。

○岩武政府委員 これは金額、品目、あるいは場合によつて組合によりましては、統計の必要もございまいしょうから、現金か掛かといふこともあるだろうと思ひます。そういうふうな事項と考えております。

○内海(清)委員 現金買ひができれば、その点はけつこうであります。これは生協としてはあくまでも現金買ひによつてやること、組合員の生活を守ることであり、今後の生協の発展にも役立つことだと思ふのであります。ところが、実際において、「利用券と引換に又はその利用券に必要な事項を記入する。」これはそのつど記入するのですか。

○岩武政府委員 これは原則としてそう考えております。

○内海(清)委員 そういたしますと、これはさつきの証明書の問題と同様な問題が起きてくると思ふ。これの現金買ひはけつこうだけれども、現金買ひをしても、そのつどこの利用券と引かえにまたはその利用券に必要な事項を記入しなければ、品物が売れないとい

す。今後さらには買外利用を認めるような方向で研究したらどうかというところにつきましては、これは現在の法律の立て方と根本的に違つて参るわけでございますので、そういうことにつきましては慎重に研究いたしたいと考えます。

それから消費生活協同組合法につきましては監督は厚生省にお願いしておりましたが、たまたま小売商業の関

例におきまして、小売商業については、未
定がございますけれども、生協の監督
につきましては、一元的に運用いたして
おります。

○内海（清）委員　ただいまの生活課長
の答弁は、一応この間の局長の答弁を
よく御吟味になったかどうかというこ
とを疑うのであります。ただ法によっ
て定められるところを述べられたのだ
と思いますが、社会局長の述べられて
おることは、先ほど長官の言われたよ
うな、いわゆる生協の組合員をなすべ
くふやすというその過程において、こ
の員外利用をある程度認めていかなけ
れば、生協の組合員を十分ふやすこと
ができない、かような観点からあの答
弁があったと私は思う。その点につい

て長官のお考えを一つ伺いたいと思
うと思う。

○岩武政府委員　きのう話しました
ウェーティング・メンバーの問題につ
きましては、私もそういう事情のことは
よく存じません。しかし、組合員でない
と予定されておる人に、いわば自由に
利用することは、いかがなものかとい
うふうに私は考えております。やはり
できるだけ早く加入してもらって、結
局出資の問題その他の点については、
あるいはいろいろな便法があるかもしれ

ませんが、根本はやはり入ってもらって利用するというので、入らぬで利用するということとは実はいかがかと存じております。

○内海(清)委員 どうも長官の考えになることはこの法案にあまり固執し過ぎておる。一面では組合員をふやさないければいかぬということ、それならば組合員をふやす方法としてそういうことを、ある程度認めていってたらどうかという点に対して、それはいかぬと言ふ。どうも納得いきかねる面が多いのであります。

きよりは時間の関係がございますので、一応この辺で終りたいと思ひますけれども、今回の問題は非常に重要であります。従つて、今後なお機会を得て十分お尋ねたいと思ひます。政府におきましても十分御検討されんことを要望して終りたいと思ひます。

○長谷川委員長 去る二月二日当委員会に付託をされました硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし審査に入ります。まず通商産業大臣より趣旨の説明を聴取することといたします。高崎通商産業大臣。

硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案
硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案
硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案

硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法(昭和二十九年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十四年七月三十一日」を「昭和三十九年八月一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

理由
硫安工業の現状にかんがみ、今後その合理化を促進するとともに、硫安の輸出の調整を図るため、硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法の有効期限を更に五年間延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○高崎国務大臣 ただいま上程せられました硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。昭和二十九年八月以来、硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法が五年間の有効期限として施行されて参りましたことは周知の通りであります。その有効期限もあと半年を残すのみと相なりました。この臨時措置法は、その姉妹法であります臨時肥料需給安定法と相呼応し、硫安工業の合理化と硫安の輸出調整とを目的とするものであります。硫安工業の合理化につきましては、法律の発足に当り掲げました合理化目標には残念ながら、諸般の事情からいまだ達するに至っておりません。しかしながらこの間における関係者のなみなみならぬ努力により現在までに相当の成果をおさめ、国内価格の引き下げに大いに貢献いたしておりますことは、各位の御承知の通りであります。一方硫安の輸出はすべて日本硫

安輸出株式会社を通じて行われる建前となつておりますが、これはおもに硫安の農業基礎資材としての重要性から、輸出による欠損を国内価格に転嫁させぬため、内需分と外需分とを経理的に明確に区分するとともに、硫安の輸出市場の実情から一本の輸出機関により過当競争を防止することを目的とするものであります。硫安の輸出の実情及び今後の見通しにつきましては、輸出数量はこれまで逐年増加の一途をたどり、外貨の獲得に大いに寄与いたしておりますが、今後においても海外需要は増加傾向にあり、なお一層の輸出伸長が期待されるところであります。しかしながらその輸出価格は、一時国内価格を上回ったこともありましたが、最近では輸出競争は激化し、国際競争力は、わが国の国内価格を相当程度下回つており、今後もおおむねこの状態が続くものと考えられます。

このようないつぱりな情勢にありましますので、わが国の硫安工業が今後の国際競争に耐えて安定した発展を確保していくためには、その合理化をさらに強力に促進する必要があると認識せられるのであります。また合理化が完成して、国際競争に十分耐え得る水準にまで生産費の引き下げが実現されましますとの間は、輸出による欠損を国内価格に転嫁させないため、日本硫安輸出株式会社を通じて硫安の輸出調整をはかることが必要であります。

このように、硫安工業の合理化と硫安の輸出調整を必要とする事情は、従前と変らないと考えられますので、現行法の期限をさらに五年間延長するため、この法律案を提案いたした次第であります。なお、期限延長をさらに五

年間といたしましたゆへは、今後硫安の主要原料でありますアンモニアのガスの流通化を中心として硫安工業の質的合理化をはかりまします場合、所期の目的を達成いたしましますには、合理化工事計画におおむね五年を要するからであります。

以上がこの法律案を提案したおもな理由であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○長谷川委員長 なお、質疑終了後理事會を開きますから、どうか理事の方はお残りを願ひます。

○長谷川委員長 次に小売商業等二法案の質疑を続行いたします。始関伊平君。

○始関委員 私は商業調整法案なるものにつきます。提案者に主として御質問申し上げ、また関連いたします事項につきます。厚生、通商両省の政府委員の方に御質問申し上げます。

この提案者の筆頭にお名前があがっております。かつて通産大臣であられた水谷先生の御答弁をいただけませんか。これは残念であります。

まず最初に、この問題の取り上げ方でございまして、政府から出ております法案、それから社会党の商業調整法案、この二つの法案におきまして取り上げておられます内容と申しますか対象、これは購買会の問題であり、消費生活の問題である、また生産者ないしは卸業者の小売業兼業の場合の調整の問題、さらに一つの建物の中に小売業が集まつておられますいわゆる小売市場の規制の問題、取り上げております問題とは両法案ともほぼ共通であります。このように申して差しつかえないからうと思ふのであります。ただその取り上げ方につきましては、若干のニュアンスの違いがある。私の商業調整法案を通覧いたしましてちょっと感じますことは、第一には、かりに政府案で申しますと、卸業者の兼業の問題なんかにつきましては、今日地方にございまして卸業というものは、概して小売業を兼業しておる。兼業することによつて初めてその業態が成り立つておる。使用人も共通であり、設備も共通の場合が多いというふうなことであります。るし、なおまた同一市内の小売商に卸売をするというふうな点から申しましても、そう弊害の生じていない場合がむしろ多いようございまして、政府案といたしましてはこゝろを誤りまして、そのまゝに一応は認めまして、そこいらろいなるトラブルが起る、こゝろいらぬ場合にケース・バイ・ケースでこれは調整していこう、こゝろいう立場をとつておると思ひます。これに反しまして社会党の案では、特定の品種、地域を指定するといふような場合におきましては、一応表面上はきわめて厳密な規定を置きまして罰則をもつてこれを裏づけ、なお非常に捕捉しにくい脱法行為も追及しよう、こゝろいうふうなことでありまして、法律をもつて経済のあり方、経済の動きを規制していこうという、いわば法律権力によつてやうていこうといふような権力的な考え方が非常に強いのではないかと、第一にはそういうことを感ずるのです。第二に、内容なり実態なりがあまり整つておらないにかかわらず、一応格好だけはつける、格好を整え

する問題は両法案ともほぼ共通であります。このように申して差しつかえないからうと思ふのであります。ただその取り上げ方につきましては、若干のニュアンスの違いがある。私の商業調整法案を通覧いたしましてちょっと感じますことは、第一には、かりに政府案で申しますと、卸業者の兼業の問題なんかにつきましては、今日地方にございまして卸業というものは、概して小売業を兼業しておる。兼業することによつて初めてその業態が成り立つておる。使用人も共通であり、設備も共通の場合が多いというふうなことであります。るし、なおまた同一市内の小売商に卸売をするというふうな点から申しましても、そう弊害の生じていない場合がむしろ多いようございまして、政府案といたしましてはこゝろを誤りまして、そのまゝに一応は認めまして、そこいらろいなるトラブルが起る、こゝろいらぬ場合にケース・バイ・ケースでこれは調整していこう、こゝろいう立場をとつておると思ひます。これに反しまして社会党の案では、特定の品種、地域を指定するといふような場合におきましては、一応表面上はきわめて厳密な規定を置きまして罰則をもつてこれを裏づけ、なお非常に捕捉しにくい脱法行為も追及しよう、こゝろいうふうなことでありまして、法律をもつて経済のあり方、経済の動きを規制していこうという、いわば法律権力によつてやうていこうといふような権力的な考え方が非常に強いのではないかと、第一にはそういうことを感ずるのです。第二に、内容なり実態なりがあまり整つておらないにかかわらず、一応格好だけはつける、格好を整え

る、こういふような点が見受けられるのでありまして、そういう点におきまして私は社会党の特色などは一応了解いたすのでありますが、しかしこれら点におきまして流通機構という社会党としての一つの基本的な考え方あるは理念、将来——今日すぐではございませんが、将来社会党は、流通機構というものをどういふふうにつけていくのかという根本的なものは、この法案を見ることがよく直ちに私は了解しにくいと思つてございまして、そういう点についてのお考えがございまして、簡単に申し上げます。いいますから、一番最初にそれを伺いたしたいと思います。

○春日一幸君 わが党の経済の流通秩序に対する基本的な考え方は何かというお尋ねでございまして、これは当面の問題と、それから将来の問題と二様にこれを区分して考えておる次第でございまして。

すなわち、資本主義政權のもとにおいて、また現在の経済秩序のもとにおいて、この流通秩序をいかに保つていこうかという点になりますと、私どもの考え方はおおむね次の通りでございまして。

それは現在消費者に消費物資を供給する任務をのうております販売機構というものはさまざまございまして、たとえて申しますと、百貨店があり、生活協同組合があり、購買会があり、消費組合あるいは市場であり、さまざまございまして、しかしながら北海道から九州まで大抵広い全国的規模においてこれを判断いたしますとき、すなわち最も多く消費生活者がどこから消費物資を入手しておるかと思しま

すと、それは九五・何％、正確な数字はちょっと記憶にとどめておりませんが、そのような圧倒的多数で消費生活者は小売業者、小売店から消費物資の供給を受けておる。従いまして別の言葉で言うならば、小売店こそは消費生活者に消費物資を供給する本来の任務をのうておるところの正当なる代表的機関である、かくのごとくに規定をいたしました次第でございまして。そういうしますと、実にそのような圧倒的多数のパーセンテージで、かつはそのような重き任務を背負つております小売店の現実の状況はどうであるかと申しますと、御承知の通り、百貨店からの圧迫があり、あるいは市場の乱立があり、あるいは購買会から、その他さまざまな影響があり、あるいは生活協同組合との関係等におきましては二、三のものがある。だとすれば、そういうような大きな国家的任務を背負うところの小売店が、消費生活者に消費物資を供給するその本来の任務を円滑に遂行していくことのために障害になるものがあるとしたら、その障害になるものを排除していかねばならない、こういうような立場に立つておるわけでございます。従いまして百貨店から来た小売店への圧迫が非常に重大であるといふところから、さきに百貨店法を、わが党独自の案を提出をいたしました、その後政府からの御提案があり、この点についても自由企業としての面が、百貨店と小売店との関係において規正された前例等もあるわけでございます。しかしながらこれをもってしては完全に小売店の現在当面にしております障害を排除する形になっておりませんので、従つてここに商業調整法

を制定いたしましたして、他の面から来たもの、すなわち、市場の乱立から来た小売店への圧迫、それから卸業者の兼業あるいは製造業者の直売、こういう面から来たところの小売業者への圧迫、こういうものを排除いたしまして、よつてもつて小売店が消費生活者に消費物資を供給する、そういう大きな任務が円滑に遂行できる経済秩序を確立していきたい、これが当面のわが党の考え方でございます。

なお、将来の問題はどうであるかという御質問もございましたが、それは将来だんだんと政治形勢がいろいろと變つて参る場合もあるでございまして、それが、それがどういふ工合に變つていくかということ、今にわかには断定いたしがたのであります。従いまして、われわれの基本的な一個の理念といふものはあるわけでございますが、想定が仮説の上に立ちましては、実際の用に立ちませんので、その問題については答弁を差し控えておきたいと存ずるのでございまして。

しかしながら、わが党の基本的な考え方、すなわち中小企業は、協同組合中心主義という一本の背骨をそこに打ち立てておることは、かねて御承知を願つておる通りでありますので、だんだんと中小企業の協同化、すなわち小売店の協同化を地域的、職域的にはかりまして、大企業から来た圧迫を小売店の結集した共同の力によつてこれを排除していく、そしてなおこういう近代的、合理的な商業経営の中からは、消費者へのサービスも高まるようにしていく、これがわれわれの考え方でございます。

○始末委員 ただいまの御答弁は、遠い先は別といたしまして、さしあたりの問題といたしましては、小売業を中心にしてやつていくというところでございまして、社会党として特に独自の考へ方があつたというふうには考えられませんが、せんけれども、きわめて現実的であるといふ次第であります。

その次に、これも一つの基本的な問題でございますが、重要な問題でございまして、また非常にいい機会でございますので、これも社会党の考え方伺いたいと思つてございまして、昨年の十月二十三日に、ただいままでおられますのと同じ法案——小売商業特別措置法案が、本院の本会議に上程された際に、社会党の代表質問に立たれた松平君が、このようなことを岸総理にお尋ねになつておられます。それは、「理想的な流通機構を考へていく場合においても、わが国の小売商は、何としても過剰であります。この過剰の始末をしなければ、小売商の安定もなく、また、流通秩序も保たれません。これを一体どうするつもりであるか。自由主義経済であるから仕方がないといつて放置していくつもりであるか」というふうな、大へん適切な御質問があつたのでございまして。

これに対する岸総理の答弁は、引用いたしません、岸さんは、根本的には、これは日本の人口問題に関係をもちました問題であるといふふうに指摘されております。岸さんが言われても言われなくても、その通りに違ひないのでございまして、これは非常に重要なかつ困難な、よつて来たところの深い問題でございまして、一体こういう質問をされました社会党自身といた

しまして、この点に対する何らかの考へ方があるのか。きのういろいろお話が出ましたが、登録制とか、中小企業調整とか、そういうようなお考えでもあるのか、その他何らかの対策があるのか、この機会にお聞かせ願へば、大へん仕合せだと存じます。

○春日一幸君 当面の問題、現象的に、御指摘のように、要するに小売店といふものがふえる一方である。たとえば官公庁、大企業に就職せられておりました諸君が、定年によつてその職を退けば、いつしか小売店などの企業にブールに入つてくるということ、だんだんとふえる一方である。こういう点について、わが党もこれに対しては相當の検討をいたしておるところでございまして。そこで、この当面のしわ寄せをどういふ工合にしていこうかという形になりますと、登録制によつて、小売営業をいかに始めることができない、自由開始をすることができない、許可認可制をしくというふうなことも一つの考え方ではありましようけれども、しかしながら、わが党はそういう政策をとらないのでございまして。すなわち、現在の憲法は企業選択の自由の原則で、何人がいかなる企業を行おうとも、他の法律等において制限のない限り、これは職業が自由に選択できるように保障されているのでございまして、から、憲法を尊重するわが党は、あくまでもその基本的人権を申しまして、か、それはやはり保障いたして参らなければならぬのでございまして。ならば、そういうような情勢下において、この小売業者のその方面から来た圧迫を何か調整する道はないかという点について、いろいろと考慮いたしました。

そこで得ました結論は、これはすでに提案をいたして皆様方に御検討も願ったのでありますが、他に中小企業の産業分野の確保に関する法律という法律がござります。これは自由民主党政権の大企業の産業に対する偏面的な集中的な支援政策が、だんだんとわが国の経済を二重構造にして参りまして、そういうところから来たる中小企業の圧迫は甚大であります。しかしながら最近それらの大企業たちが、さらに自分の事業をその域を乗り越えて、従来彼らがやっていなかったところの中小企業産業分野へも進出をいたして参つておる現象が目まざましいのでござります。たとえば東洋紡がワイシャツ製造事業なんかを始めた、あるいはその他大紡績会社が縫製加工業を始めたりなんかいたしております。そういう大企業産業たちが、すでに中小企業産業として中小企業のなりわいのものとなつておりました。そういう中小企業産業分野へも侵入をして参りますと、力関係で当然中小企業の諸君がはみ出て参るのでござります。従いましてわが党の考え方は、だれが見ても中小企業にふさわしい産業、それから過去の実績が中小企業によって演じられて参りましたところの産業、やはりこういうものは法律によって制限列挙いたしました。これを中小企業産業として法定する。そうして中小企業というものの経済活動分野が法律によって確保されていく。そうしてわが国産業構造のいづれかの部門に全国民がとにかくそこにとまりまして、その経済活動の中から収入を得て生活が成り立つていくという、そういう経済構造を想定いたしました。ただいま申し上げましたよう

な、別途に中小企業の産業分野の確保に関する法律という法律案を上げたいとして、御審議をお願いいたしておるような経緯でもござります。そういう方面から来たる大企業の進出を排除し、また一方商業調整法によりまして、製造業者が直売するな、あなたは製造に専念しなさい、そういう卸や小売の方に他の国民をして、そういう方面に携わる機会を確保してやる。卸業者また同然であります。卸業は卸業主義、製造業は製造業主義、小売業は小売業主義、こういうような工合にいたしまして、大資本の力によって自由主義競争の域を越えた弱肉強食の形で、このところの産業分野、経済活動の分野を独占するといふ、それを排除することによって、すなわち当面いたしております中小企業の困窮を克服していきう、こういう一連の総合施策を通じてその問題の解決をはかつていく、こういう考えでござりますので、その点御了承をお願いいたすわけにござります。

○始関委員 法律によって各産業の分野を強制的に線を引きことがいかにどうかは別といたしまして、あまり特色がないけれども、きわめて現実的な考え方だといふふうに了解いたすわけにござります。

内容に入つて詳しく伺ひたいのでござりますが、最初に本法案の第一条の目的でござりますが、拝見いたしますと、この法律は製造業または卸業と小売業との間の業務分野の調整をはかると同時に、小売業相互の間の業務分野を調整するといふことになっておる、こういうふうに書いてあるのでござります。そこで製造業または卸業と小売業との間のいわゆる業務分野の調整の問題が、あとにある条文によりまして非常によくわかるのでござりますが、小売業と小売業との相互の間の業務分野の調整というのはいく何によってやるのか、あとを見ますとそこに出ておりますのは、いわゆる小売市場——一つの建物の中にある小売業の集団としての小売市場の規制の問題が扱つてあるだけでござります。前後の続き合ひから見ますと、小売業相互の間の問題は、純粹の小売業相互の間には過当競争の關係にある小売商と小売商との間の調整と読まないと、つじつまが合わないと思ひのでござりますが、そういう点の内容はない。先ほど私は、格好をつけるきがある、看板と内容が違ふと申し上げましたのは、この点につきまして御説明をお願いいたしたい。

○春日一幸君 第一条の目的は、これは読んで字の通りでござります。製造業者と小売業、卸業と小売業、それから小売業相互の間の業務分野の調整といふことになるわけにござります。従いまして小売業相互の間といふことは、この条文から参りますと、市場の關係とそれから生協の關係、それから小売業を行なつておる購買会にござります。そういう關係において相侵さず、侵されないその限界を一つ定めていく、こういうのが本意でござります。もし用語の上で足らざるところがありますれば、適宜に一つ御修正願ひたいと思ひます。本意はそこにあるわけにござります。

○始関委員 次に第二条の商品及び地域の指定でござりますが、私先ほども申し上げたのでござりますが、どうもきのうの参考人の意見では、卸業者が小売業を兼業することをすべて禁止しろというような極端な意見もござりましたが、これは小売業者の一方的な希望であるし、そういうことが実現できる筋合いのものではないと思ひます。御本人もよくわかつておると思ひます。さつきも申し上げたのでありますけれども、要するに古くいろいろな秩序がござりまして、製造業者小売業との關係あるいは卸業と小売業との關係につきまして年がら年じゅうそこいろいろなトラブルが起つておるわけにござります。あるがままの姿で一応円滑にいつておる場合もきわめて多い。まあ必ずしもすべて参つておるというのではござりません。たとえば大阪でたまたま問題になつておる医薬品の卸業者が非常な乱売をしておるというふうな場合がときにある、こういうのが事態の真相であらうと思ひますのでござります。従いまして、これは問題が起つたときに適宜に調整すればよろしいのであつて、商品と地域を指定して、指定された商品なり地域については、戦時中のようないろいろな権力的なきびしい統制をやる、経済の支配をやる、こういう考え方は、私は必ずしも適当でないと思ひのでござりますが、まず最初に商品及び地域の指定といふ問題でござります。それとも、先ほど生協の問題についてもそういう言い方がござりましたが、一体こういう規定を置いて何の商品を指定し、かつどういふ地域を指定されるのか、そういう点につきまして、もし御腹案があるならば、その間の事情を、やや詳細に御説明願ひたいと思ひます。

○春日一幸君 大体におきまして、特にこういう条文を作つて制限を置いておりますのは、全面的にこれを禁止することができないことはお説の通りでござりまして、われわれもその理解の上に立つて、こういう条文を作成いたしておるわけにござります。ただ問題は、その商品における取引の頻度が高くて、現にそういうような被害が實在をいたしている点について、救済を行わんとするのでござります。具体的に申し上げますと、たとえば東京、大阪、名古屋、横浜というところ、大都市におきましては、繊維製品なんかを一例としてあげてみますと、それらの繊維製品の大体の商業段階は製造段階、卸段階、小売段階と期せずして三つの取引段階が形成されておるわけにござります。しかるところその卸業者が製造業者から卸をするという条件下において、大量のものを大卸の値段で仕入れをいたしまして、そこでたまたま店頭で小売販売をいたしまするとき、かりにその小売値段で売れば比較的問題は小さいかと思ひますが、自分の仕入れ値段が安いから勢ひ一定のマージンをそこへ加算いたしまして、一般小売値、小売店が売る値段よりも安い値段で売つておるのでござります。そういういたしますと、その卸屋から仕入れておるものと自分の小売をいたしておるものととの間には、相当の値段の格差がいつしか造成されるわけにござります。そういういたしますと、正當に卸屋から仕入れて売つております小売屋の諸君の販売値段は、公正なるマージンで適切な値段で販売をいたしておりますにかかわらず、何だか小売屋の値段ははなはだ高

い、だから不当に利益を占めているのではないかという誤認を購買者に与えるわけでございます。そういうようなことは私どもの理解としては不当なことと申さねばなりません。すなわち卸業は卸を行うという名目で、またその目的で仕入れたのでありますから、それはあくまで卸で販売をして、ただ、そうして小売店はその卸屋から仕入れるにあらざれば製造業者から卸業者と同等の条件で仕入れることができないのでございますから、従いまして

する中央商業調整審議会に諮問を發せなければなりませんので、この第三者でありますこの機關は片寄った答申はなされまい、こういうことでただいま冒頭に権力主義的統制のにおいがあるではないかというお説もございましたが、これは他の法律がそうでありますように、これはあくまで民主的な手統を踏んで民主的な立場で公正な処理、公正な経済秩序の確立、この制約を一步も外へ出てはいないのでござります。

とか、あるいは脱法行為の取締りでありますとかいう問題につきましましては、いろいろな点からいたしまして、たとえば金を持って買いくる場合に、相手が小売商でなければ、いわゆる小売商ということになって、しろうとに売ればすぐ引つかかるといろいろな問題が出てくるわけでございますが、そういうこまかい点はきょうは一応あと回しにいたします。

次に市場の問題でございますが、市場の問題については法律の目的といた

○**始関委員** 政府の仕事としてはどう
しますれば、そこを押えるのが乱設を
防ぐまず第一歩であらう、こういふわ
けでございます。そこでこの原案にな
ったわけでありまして、現にいろいろ
実情を調べてみますと、各地でいろ
いろ高い権利金をとったり、あるいは
場所によつて相当な貸し賃をとったり
しております。従つてそういうことを
押えて中に入る店子を防止してやると
いうことが小売商を保護する、まず第
一歩だらうと思ひます。

い、これは通産大臣の許可を得なければならぬ、こういうことにいたしました。で、この制限のうち外には置いてないわけでございます。

それから隣の市においてそういうことをもくろみした場合においては、当然その県の知事が許可するのでございいます。そういうわけでありませうから、従いまして第九条の關係におきまして地域指定を通産大臣が行われるののでございます。そういうような場合は

当然卸屋のマジンだけ小売店の販売価格は高くなるのでございますから、そういう経済行為の現実を容認いたしまして、そうしてその秩序をここに確保していくということであるならば、当然卸屋は卸事業を行すべきであり、小売屋は卸屋が乱売することによって不当な誤解を人に与える、そのことが小売活動に対して相当の障害になっておりますから、その障害を排除してやるということは、公正なる法的措置であらうと考えるのでございます。しかしながらそういうようなことは経済活

○始岡委員 ただいま御指摘になりましたような実際の例が、世間に間々あるのだということは私も了解するのでございますが、ただ非常に大きい網を投げて、そこに入ってくる魚は小魚が二尾か三尾だというような感じが私はいたすのでございます。

私は中小企業庁長官にお尋ねしたいのですが、今お話のようないろんな事例の場合に、あなたの方のやり方ではどういうふうになるのか、またうまくいく自信があるか、それについてちょっとお尋ねしたい。

しますところは、市場の亂設の防止といふことである。それによつて市場の中に於る小売商の利益、同時にその近辺に於る小売商の利益もはかるといふことであらうと思つてでございますが、そういう観点からいたしますと、政府案の方はいかにも回りくどくてややこしく、わかりにくいのでございます。一体どうしてこういうややこしい規定を置くのか、またその目的とするところは私が言つた通りであるのかどうかといふ点を、岩武長官にお尋ねいたします。

も少し回りくどいように思うのです。そこで春日さんに伺いますが、かりにあなたの方の案で参ったといたしまして、乱設の防止が目的であるということになりますと、五大市においては市長に許可権を与えようというのでございますが、ところが市自体が経営の主体になる場合が非常にたくさんある。それからもう一つは市と市がずつと続いて市街を形成しておるような場合も少くない。それから片方の市で行き過ぎをしないようににしても、隣の市で設置しようということになればこれ

別に混乱錯綜は生じて参らないと思ふのでございます。これをもう少し詳しく説明をいたしますと、実際におきまして第九条で、乱立することによって小売業者の事業活動に悪影響を与えておるといふ現実が現存いたします場合は、そのときに通産大臣が地域指定を行行うわけでございます。そういう地域指定を行います場合は、特に乱立の状態が顕著な場合でございます。たとへば名古屋市の場合といたしますれば、これは五大市でありますから名古屋市長、それから隣接の市ということにな

勤が旺盛であり、取引の頻度が高いところということになるのでございまして、九州とか、北海道とかいうような地方では、商習慣といったしまして、卸で仕入れて、さらにまた地方に小卸をいたしているという、そういう商習慣もあるのでございますから、そういうものについては認めていく、従いまして、大臣は公正なる第三者の立場において、そういう地域に対しては指定を行わないわけでございます。ま

○岩波政府委員　先日來申し上げましたように、そういうふうな問題はその土地土地で起る問題でございます。しかも起り方のケースもいろいろ違ひだろうと思います。だからその実情に合いまするようにケース・バイ・ケースに具體的に問題を片づけていく方が、商業活動の実勢に合うと思っております。私の方は一律一体に法律上の禁止制限ということとは考えてないわけでございます。

○岩武政府委員　私の方は五大都市にありまするいわゆる小売市場の乱設を防ごうという趣旨のものでございまして。小売市場がああいうふうにたくましくできませんのは、市場開設者、いわば建物の提供者に何かの企業意欲が起るからではないか。つまりそりいうものものを貸すことによって相当な利潤が上る。従ってわれもわれもというふうになるのではないだろうかと思つたのであります。別段中に入っておる小売商

は目的を達しない。この許可権の所在につきましても市長というものは適当でない、知事が適当であらうと思うのではありませんが、市長にしたのはどういふ理由であるのか、その点を御説明願いたい。

○春日一幸君 これは第十条の関係ですが、法案の条文で明確にいたしておりますが、結局第二項で「前項において通商産業大臣が許可する場合は、由請者が指定都市の市長である場合」と

りますと名古屋では一宮とか岡崎とか、相当距離が離れているわけでございます。従いまして周辺の小売業者との競合という面につきましては、実際に許可認可権が別個の人格によって行われるということによって、何ら錯綜は来たして参らない、こういうことでございます。これは明確でございます。

○始関委員　そりすると通産大臣の地域指定の際に、大阪市とその隣接の地域を、何といひますか、一つのまと

たその第二項において小売業者の団体がそのような申請をいたしました場合でも、当然その第三者的立場に立ちま

○始関委員　なお地域の指定、商品の指定に關連いたしまして、そこにございます小売業の新設の禁止であります

の要望によるものだけではないだろう
 と思っております。そこでそういうと
 うに建物提供者に特別な利潤があるよ

ち五大市におきまして市長が市設の市場を作ろうとする場合は自分でできな

またた単位として指定した場合には
大阪市長ではなしに大阪府知事といふ
御見解でございますか。

○春日一幸君 そうではございません。その地域指定を行います場合に、これは明確にいたしておりますが、その指定都市——五大市について指定を行います場合には、これは許可、認可権が五大市長、その他の地域については都道府県知事、こういう場合に明確になっておりますのでその都市、その都市を指定するわけでございますから、漫然と大阪府とか、兵庫県とかいう地域指定はなされないものと期待をいたしておりますし、現実には小売業者との競合を排除するという排除措置でございますから、そういうことはあり得ないと考えております。

○始関委員 次に、先ほど来非常に問題になっております生協の問題でございますが、これにつきまして、最初に厚生省の政府委員の方にお尋ねを申し上げます。

まず伺いたいことは、ただいまの生協法におきましては、原則として員外販売というものが禁止をされておる。許可があつて、初めて員外販売ができるはずなのでありますが、実際の生協の動きとしては、この法律の規定というものがかなり無視されておるような傾向があるのではないかと、こういう点につきまして、あなたの方の御見解と実情を御説明願いたい。

○中村説明員 厚生省といたしましては、消費生活協同組合に対しまして、特に小売商業との問題もございまして、員外利用につきましては、厳格に指導をいたしておるのでございます。私どもとしましては、ただいま組合がそういうふうに員外利用を積極的にやっておりますというふうな点につきまして

しては聞いていないのでありますが、私どもとしましては、各都道府県の知事を通じて、法律の規定の順守方を指導いたしておるのであります。

○始関委員 員外販売の禁止の規定が厳格に守られていないために、神戸その他の地域において非常な紛争、紛争が起つておる事例があるように思ふのでありますが、最近において員外販売の問題をめぐつて問題が起つたのはどういふ地域ですか、重ねてお尋ねをいたします。

○中村説明員 私どもの方といたしましては、最近におきまして、消費生活協同組合が員外利用につきまして、いろいろと紛争を起しておるという事例につきましては、承知していません。

○始関委員 私はそういうふう聞いておるのですが、御承知ないとおれば、あと回しにいたしまして、次に、消費生活協同組合に対する考え方でございますが、いろいろ毛色の違った配給機構と申しますか、営利的なもの、そうでないものを並べてこれにサービスをさして、消費者の利益をはかる、また土地土地によつて事情も違いますので、その土地の事情にこたえさせる、これは私は非常にいい考え方であつて、そういう意味におきまして、消費生活協同組合の指導、助長していくべきだ、こういう考え方に對しては私も同感でございます。ただ、消費生活協同組合といたしまして、員外販売は認められた方がいかにどうかということとは、これは別に別として考えてもらなければ困る問題である。と申しますのは、消費者の組合であると同時に、消費者の組合であるがゆえに、税法その他の点では非常な特別の措置を受けておるわけ

でございますから、もし員外販売を勝手にやつていいということならば、商人と同じ立場になりますので、税法上その他の関係においてこれを優遇するといふ理由は消えていくと私は思ふのであります。員外販売については、相当はつきりした態度をとるということですが、私は当然であらうと思ふのでございまして、この点につきまして、消費生活協同組合法の中に一つ規定がある。ただし、その員外販売については許可がなければいかぬという規定がある。と同時に、今度の小売商業特別措置法案では、許可の場合に一般の小売商への影響を考慮しろという二重の規定になっておるのであります。これは二重監督とか何かでおかしいというふうな御議論もあるようでございまして、これは実はそれでいいので、府県知事が員外販売を認めた場合に、こういう事項を考慮してやるということであるのであつて、私はこういう立法例は他にも多いと思ふのでございまして、この点につきまして、厚生省の方の御答弁を願いたいのであります。

○中村説明員 ただいまお話しございましたように、そもそも消費生活協同組合は、その組合員に最大の奉仕をすることを目的としたものでございまして、また営利を目的としてその事業を行なつてはならないことと相なつておるのでございまして、そういう意味におきまして、特に生活協同組合につきましましては、種々の育成の措置が国としてもとられておるわけでございます。それからその次に、今回の小売商業特別措置法案におけるところの生協に關する規定のお話でございますが、この立法例につきましては研究いたして

おりませんが、消費生活協同組合に關しまして、第三条でございますが、規定されました趣旨は、お話の通りと解釈いたしております。

○始関委員 そこで員外の販売を野放図に放任しておいてはいかぬということとは、これは社会党といふこともはつきりお認めになつておると思ふのでございまして、たゞその制限の仕方が一律二割まではよろしいということであるのでございまして、一体一律二割というのは、毎日二割なのか、一週間に二割なのか、あるいは月に二割なのか、いろいろ考へてみますと、この二割といふところで押さえるということとは、実行上もきつめて困難である、さもなくば厚生省は知らぬとおっしゃるけれども、現実に員外利用の許可をもらつておらぬものに、員外利用を認めている、そういうやり方をしている例もかなりあるようでございまして、二割を認めるということとは、結局は非常にあやふやの実態のものであつて、これでは員外利用が望ましくないとはいふ点については、私は一つも解決策にならぬと思ふのであります。のみならず、都市の状況その他によつて、小売業との摩擦が非常に多いという場合には、必ず二割に限定する必要はない、この二割といふのは、どう考へてもあまり賛成しにくいのであります。が、ちよつと提案者の御説明を、もう一度伺いたいと思ひます。

○松平忠久君 御承知のように、現在の生協法は、特定の場合には、特定の品目を限つて、もしくは無制限に員外利用の規定があるわけでありまして、いろいろな弊害もあるといふことが一面あるわけでありまして、ところが、一

方において、日本の生協があまり伸びないという一つの原因といたしまして、これが啓蒙その他の面において欠けているといふこともあるし、政府の指導があまり積極的でなかつたということもあるわけでありまして、そこで、欧州等の例を見ますと、大体生協が伸びてきているといふのは、いわゆる現金主義であり、市価主義であり、払い戻し制度といふことを徹底して、そして自己資本といふものを相当持たしてやつておるので摩擦がない。しかし、その場合において、組合員を伸ばす一つの方法として、いわゆるウェーティング・メンバー・システムといふものがございまして、これによつていわゆる準組合員と申しまするか、準組合員といふものを獲得して、それを六カ月ないし六カ月の期間を過ぎれば会員になるんだ、しかしそれが六カ月の期間が過ぎたならば、これがまたウェーティング・メンバーのメンバーとしては認めないというふうなシステムをやつておつて、そうしてだんだんと発達してきた、こういう例があるわけでありまして、ところが、日本では今の売上高からいいますと、一割も満たないといふようなことでありますけれども、昨年来少しづつそれが認識されてきたといふことがありまして、そこでこれはいわゆるウェーティング・メンバーと同様の意味をもつて、約二割のいわゆる員外活動といふものを認めておる。御承知のように、農協等も二割であります。現在農協におきましては、いなかのあまり店がないところに農協があるという場合もありまして、けれども、中小都市、ことに人口が四、五万というところは、大体都市に農協がこ

ざいます。そこで員外利用を二割認め
てやっておる、こういうことでありま
すので、これは二割ということを一
応の目標にしてやってみて、それを
ウェーティング・メンバーの方向へ
引っぱっていくことにするのがいいの
ではないか、こういうふうな考え方で
二割ということになったわけでありま
す。

もう一つ、野放図になりはしないか
というお説もあったし、それからもう
一つは、いつの段階における二割なのか
というところでありますけれども、こ
れは御承知のように会計年度により
して、二割以上になった場合には、すべ
てのプライオリティを剥奪されるとい
うことになっておりますので、会計年
度によってそれを基準とするわけであ
ります。しかしわれわれの一応の考え
方としては、それでは最後まで集
計できないわけでありまして、大
体月報等を出さざるというので、こ
れらはいずれこの法案の趣旨からい
まして政府自体でそういうものをき
めるわけでありまして、月報等を出さ
せて、これによって政府にやらんでも
らうというようにして規制をしていき
たい、つまり二割以上の場合の規制を
していきたい、そういう考え方であり
ます。

○始開委員 お話はわかりますけれど
も、どうも消費生協というものの本質
からいって、それを助長する方
法として員外利用というものを、原則
的に二割を認めろという考え方には私
ども賛成いたしかねますが、それはそ
れといたしまして、最後にもう一点。先
ほど来お話を伺っておりますと、いわ
ゆる購買会につきまわしていろいろ目

かたきにすると思はれますか、そういうよ
うな気分の御発言が多かったと思ひの
でございまして、ただ購買会の事業に
ついては、独立採算でないといふいろ
の問題点ももちろんありましようけれ
ども、これはしかししわいゆる福利施設
の一つであり、実質賃金をなしておる
のだというところであれば、これは要する
に会社と従業員との関係であつて、一
般の消費者に影響がない。つまり員外
利用を認めるか認めないかという問題
を除けば、あと元来購買会をどうする
かという問題は、どうすることが望ま
しいというふうな程度のことはよろし
いと思ひけれども、法律を作つてまでど
うしろというふうなことでまで考え
る必要はない、そういう性質の問題だ
という気がするのでございまして、中
小企業庁長官の見解をちょっと伺つて
おきたいと思ひます。

○岩武政府委員 企業主が自分の負担
で福利厚生事業をやるといふことは、
いろいろ流通機構の不整備な時期ある
いは場所におきましては、これはまあ
当然考へられることだらうと思つていま
す。これはまた場所々々の問題だらう
と思ひますが、一方消費生協という制
度も、国の制度としてありますれば、
これをうまく組織ができるものなら、
消費生協に変わったつてむしろその方が
本来の道じやないかと私は思つており
ます。ただ実際問題としては、いろい
ろ組織関係その他で、現在購買会がそ
のまま消費生協になることは、どうも
考えられないことではあります。やはり
組合員の問題その他もありますので、
それは考えられないのであります。た
だこういう場合に場所々々で問題が起
きておりますゆえんのは、廉価販売

というものが消費者といふか、一
般のその住民の興味の対象になりま
して、結局小売商を去つて購買会の物
を買いにいくということになります。

これは先ほど申し上げました消費生協
の市販販売といふことをお願いしたい
と同時に、購買会の方は利益還元とい
うことはありませんから、やはり独立
会計で持ち出しをせぬで、そらばんの
合うところでやつたらどうかといふふ
うに思つております。そうしますと
ば、従業員はいろいろ場所の關係その
他で購買会の物を利用するでありま
しょうし、それから一般市民はそうで
なくて付近の小売商から買うというこ
とになりましようから、共存共栄にな
るわけでありまして、つまり事業主が福
利厚生事業に力を入れて、購買会の物
を安く売らすといふことは、実は小売
商の側から申しますれば、あまり歓迎
することではないと思つております。

○始開委員 消費生協に移ることは望
ましいといふ程度の御賛成であれば私
ども賛成をいたします。
最後に、先ほど厚生省の方は、いわ
ゆる生協の員外利用の問題につきまし
て方々でトラブルが起つておるよう
に言つておるのではありませんが、これには
員外利用の許可を受けたあとのトラブ
ルと受けずによつておる場合のトラブ
ルと、いろいろあると思ひるのでありま
す。詳細のことは要りませんが、そう
いふ話を全然聞いておらないのです
か、あるところは聞いておるのです
か。岩武長官にちょっとお伺ひしたい
と思ひます。

○岩武政府委員 実は私も各府県の
商工会議所に照会いたしまして、この
くらしい返事が参つておるわけであり

ますが、この中で員外利用の正確な数
字は、これは事の性質上なかなかむず
かしいわけでありまして。あえて言いま
すれば、先ほどから私が申し上げてお
りますように、それぞれの消費組合で組
合員であるかどうかを確認して売ると
か、あるいはそういう資料をあとへ残
すような方法を講じておりますれば、
これは正確に員外販売と組合員販売
との比率はわかりますけれども、なか
なかそういう措置を講じておるところ
は少いようでありまして、従つて消
費生協の趣旨に反するやうなやりかた
をやつておるのじやないかと思われま
す。報告によりましては、たとえば米
子の西部にありますが米子西部勤労者消
費生活協同組合のごときは員外販売が
全体の八割になるのじやないかと思わ
れるといつておりますが、これは少し多
過ぎると思ひますけれども、その他の
地区でも、たとえば先ほど来申し上げ
ました福岡県の三池の消費生活協同組
合、これは三池染料のものです、た
しか六割ぐらいになるのじやないかと
いふふうに言つておつたと思ひます。

しかしこれは外からの推定であります
から、数字等にわたつては信用度が低
いわけでございますが、いづれにして
もかなり員外利用の行われておるもの
があるといふことは、これは事実のよ
うであります。

○始開委員 ありがとうございます
た。
○長谷川委員長 本日は、これにて散
会いたします。
次会は来たる二月十日火曜日、午前
十時より委員会を開会いたします。
午後一時八分散会

昭和三十四年二月十一日印刷

昭和三十四年二月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局